

最近の年金関連トピックス

平成30年7月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 企業年金制度関連	
1-1. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について	… 4
1-2. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出	… 6
1-3. 確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について	… 11
1-4. 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金制度について」及び規約承認基準の一部改正案に関する意見募集について	… 16
1-5. 企業年金連合会「企業年金受託者責任ハンドブック(改訂版)を公開	… 19
1-6. 平成30年3月末の企業年金の資産残高等について (信託協会集計結果)	… 20
1-7. 内閣府、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第3次答申」を 公表	… 21
2. 公的年金関連	
2-1. 第1回社会保障審議会年金部会の開催について	… 24
2-2. 社会保障審議会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」 の開催	… 25
2-3. 第2回社会保障審議会年金部会の開催について	… 27
3. その他のトピックス	
3-1. 経団連提言「持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けて」 を公表	… 31
3-2. 政府、「人生100年時代構想会議」にて「高齢者雇用」について議論	… 32
3-3. 東証、改訂コーポレートガバナンス・コードを公表	… 33
3-4. 正規社員と非正規社員の待遇差に最高裁の初判断	… 35
3-5. 「骨太の方針 2018」が閣議決定	… 37
3-6. 法案可決「働き方改革関連法」	… 39
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成30年4月～6月)	… 41

※ 平成30年4月～平成30年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

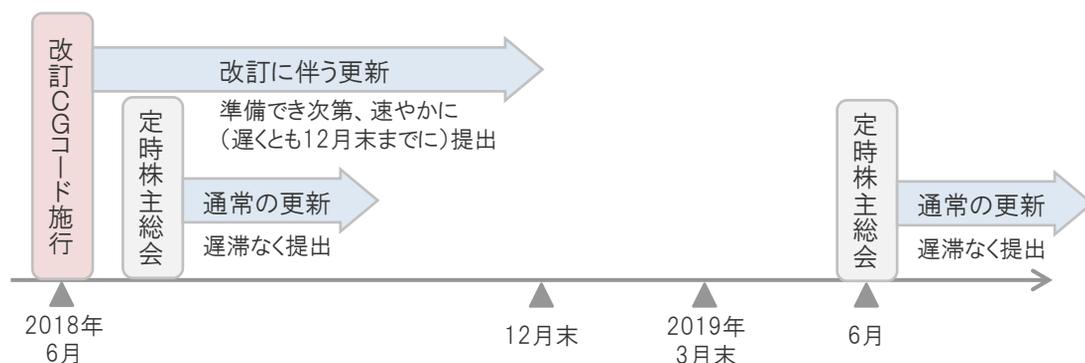
本資料掲載のトピックス

《改訂コーポレートガバナンス・コードの公表》 ⇒ P.33～34

コーポレートガバナンス・コード(以下、CGコード)は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、2015年に金融庁と東京証券取引所が導入したものです。2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、企業の収益性向上のため、2018年6月までに必要な見直しを行うとされました。3月13日に改訂案が公表され、6月1日に改訂CGコードが公表されました。

改訂CGコードでは、退職給付に関する原則として「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が追加されました。企業年金制度の健全な運営が経営課題として求められると同時に、その取組内容をコーポレートガバナンス報告書において開示することが要請されます。ちなみに、今回の改訂で追加・変更された項目に関する報告は、遅くとも2018年12月末までに行うこととされています。

【3月期決算会社の場合のガバナンス報告書の提出期限(イメージ)】



《「働き方改革関連法」が成立》 ⇒ P.39

6月29日、衆議院にて「働き方改革関連法案」が与党などの賛成多数で可決されました。働き方改革は、安倍内閣が「一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジ」と位置づけており、本法案は、労働基準法など8本の労働関係法の改正案で構成されています。

これまでの過程は以下のとおりです。

平成27年9月	アベノミクス第2ステージ「新三本の矢」 一億総活躍社会の実現
平成28年9月	働き方改革推進室設置 働き方改革実現会議設置(全10回開催)
平成29年3月	「働き方改革実行計画」策定(3/28)
平成30年4月	「働き方改革関連法案」を閣議決定(4/6) 同法案を国会に提出(4/9)
平成30年5月	「働き方改革関連法案」衆議院を通過(5/31)
平成30年6月	「働き方改革関連法」成立(6/29)

本法案の成立等を受け、今後は各企業において正規・非正規労働者間の待遇差の点検・および必要に応じた改善が求められると考えられます。

1.企業年金制度関連

1-1. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

- 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が公布
- 内容は、特例掛金の計算方法のうち積立比率方式による算出方法の見直し

三菱UFJ年金ニュースNo.465(6/22)

ポイント

- 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令^{※1}が公布されました。また、平成30年4月23日より開始されました意見募集(パブリックコメント)に対するコメント^{※2}も公表されました。
- 内容は、「非継続基準の積立不足に伴い拠出すべき掛金(特例掛金)の計算方法のうち積立比率方式による算出方法」の見直しについてで、意見募集時の内容^{※3}から変更はありません。

※1 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

※2 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※3 [三菱UFJ年金ニュースNo.462](#)

公布された省令の内容

項目	現行	公布された省令の改正内容
【DB施行規則】 (第58・59条) 非継続基準抵触に伴い積立比率方式により翌々事業年度から拠出する特例掛金の計算方法	<ul style="list-style-type: none">積立比率方式により翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとする場合は、①当事業年度の積立不足を積立比率に応じて分割拠出する額と、②翌事業年度に増加が見込まれる積立不足額(最低積立基準額の増加見込額から積立金の増加見込額を控除した額)、の合計額を拠出しなければならない	<ul style="list-style-type: none">左記②の翌事業年度に増加が見込まれる積立不足について、①の当事業年度の積立不足と同等に取り扱い、積立比率の区分に応じて分割拠出する額とする(※4) <p>(経過措置)</p> <ul style="list-style-type: none">平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算においては、改正前の規定によることができる <p>(施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none">公布日(平成30年6月22日)

※4 [参考資料\(厚生労働省作成\)「積立比率方式の改正案イメージ」](#)

1-1. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する 省令の公布について

意見募集(パブリックコメント)の結果の概要

- 今回の改正によって、翌々事業年度から特例掛金を拠出する場合、当年度までに発生した積立不足と同様に、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足についても積立比率の区分に応じた分割拠出することになります。
- 当該積立不足の増加見込額がマイナスの場合、算定される特例掛金の下限が上昇し、改正前と比べて拠出負担が大きくなります。これについて、従前の取扱いを選択できるよう意見提出がされておりましたが、本取扱いは認められませんでした。
- 認められなかった理由としては、本改正は「当年度までに発生した積立不足」と「翌年度に発生する積立不足」の拠出方法の不均衡を是正することが狙いであり、場合分けして拠出方法を使い分けることは妥当ではないとの判断がなされたためです。

以上

1-2. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出

- 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出
- 内容は、「総合型DBのガバナンス見直しに関する公認会計士または監査法人等と合意された手続業務(以下、AUP)の実施」等

三菱UFJ年金ニュースNo.466(6/25)

ポイント

- 確定給付企業年金のガバナンス見直し等に関して標記の改正通知※¹が、6月22日(金)に発出されました。
- 内容は以下のとおりです。
 - ✓ 非継続基準の積立不足に伴い拠出すべき掛金(特例掛金)の計算方法のうち、積立比率方式による算出方法の見直し
 - ✓ 積立上限額計算を行わない場合の追加
 - ✓ 総合型DBのガバナンス見直しに関する公認会計士または監査法人等と合意された手続業務(以下、AUP)※²の実施
- また、平成30年4月27日に行われました通知案に関する意見募集(パブリックコメント)の結果※³も同日公表されています。

※1 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令\(平成30年厚生労働省令第77号\)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」年企発0622第1号](#)
(ご参考) [確定給付企業年金制度の主な改正\(平成30年6月22日施行\)](#)

※2 Agreed Upon Procedures (合意された手続)

※3 [「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

1-2. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出

改正通知の内容

<全てのDBが対象>

項目	改正内容
非継続基準抵触に伴い積立比率方法により翌々事業年度から拠出する特例掛金の算出方法	DB施行規則第58条第2項の規定に基づき規約で定める額とする ⇒ 三菱UFJ年金ニュースNo.465 (本誌P.4~5)にてご案内の内容
積立上限額の計算を行わない場合	掛金の額が零である場合(加入者が存在しない場合や新規加入が停止しており加入者の将来に係る給付の伸びが停止している制度など)を追加

<基金型DBが対象>

項目	改正内容
会計の正確性の確保	内部統制を向上させ、会計の正確性を確保するため、基金の実情に応じて公認会計士や年金数理人等を含めた専門的知見を有する者による支援を受けることが望ましい

<総合型DB基金が対象>

項目	改正内容
会計の正確性の確保	年金経理の資産総額が20億円を超えた決算の翌々年度から、次のいずれかを受け、その結果を監事の監査に活用し、監事の監査の充実を図ること ア 公認会計士または監査法人による会計監査 イ 「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」及び日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」等に基づき、公認会計士または監査法人(これらの者と同等水準 ^{※1} で業務を遂行できる者を含み、当該基金の理事及び職員を除く)とあらかじめ手続きを合意し、監事の監査に帯同する等して実施するAUP

※1 同等水準とは、以下の要件その他これに準ずる要件を満たす必要あり

- 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査、同条第2項の規定に基づく財務報告に係る内部統制の監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく計算書類の監査またはこれに準ずる任意監査等(監査役の監査及び監事の監査を除く)に関する実務経験を有すること。
- 実務指針を熟知し、その内容を受託者に的確に説明でき、実務指針に準じて手続を実施できること
- 監査の手法(例えば、残高確認状の送付手続や監査サンプリングの理論・手法)に精通していること

1-2. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出

合意された手続のチェック項目及びチェックポイント

	チェック項目	チェックポイント	実施頻度
業務 経理 関係	1.(事務費)未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	1-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 1-2 掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され、正確に記帳されているか。	隔年 (重点2)
	2.現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。 2-2 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。	毎期
	3.預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等(その他)の負債の正確性と網羅性の確認	3-1 月計表、勘定元帳、補助簿の勘定残高は一致しているか。	隔年 (重点2)
	4.経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	4-1 費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。 4-2 費用の計上日はその発生日となっているか。	隔年 (重点2)
		4-3 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。	毎期
	5.貯蔵品(切手、印紙等)管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。	毎期
6.資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金の金額は一致しているか。 6-2 年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金の金額は一致しているか。	毎期	
掛 金 関 係	7.給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-1 加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。(注1) 7-2 受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。(注1) 7-3 受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。(注1) 7-4 受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。(注1) 7-5 掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。 7-6 調査決定し、納付告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。	隔年 (重点1)
		7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。	毎期
		7-8 債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。 7-9 掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。 7-10 預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。	隔年 (重点1)
		7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。	毎期

1-2. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出

合意された手続のチェック項目及びチェックポイント(続き)

	チェック項目	チェックポイント	実施頻度
掛金関係	8.未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	8-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 8-2 掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。	隔年 (重点1)
	9.未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。	毎期
運用資産関係	10.運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。	毎期
	11.運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)	11-1 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。	毎期
給付関係	12.給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-1 加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。 12-2 年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。(注2) 12-3 退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。	隔年 (重点2)
		12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書(給付額)の給付額は一致しているか。 12-5 受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書(給付額)の金額は一致しているか。(注3) 12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。	毎期
	13.給付支払金額の正確性の確認	13-1 受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計計上を行っているか。 13-2 出金実行報告書の金額と総勘定元帳の年金給付、一時金給付の金額は一致しているか。	隔年 (重点2)
残高関係	14.残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。	毎期

注1 掛金に関する業務を外部に委託している場合のもの。それ以外の場合は、掛金の調査・決定が正確であるか否か、または、調査・決定に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。

注2 規約に基づく給付額の計算業務を外部に委託している場合のもの。それ以外の場合は、規約に基づく給付額の計算が正確であるか否か、または計算に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。

注3 受託機関の受託業務に係る内部統制の保証報告書を確認することにより対応可能。

1-2. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出

AUPの実施サイクル

- 「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」のうち、実施頻度の欄が「毎期」となっているチェックポイントについては、毎事業年度実施。
- 「重点1」および「重点2」となっているチェックポイントについては、AUPを開始した事業年度の翌事業年度以降交互に実施。



AUPを実施することが望ましいとされた項目

	チェック項目
運用資産関係	ア. 運用基本方針等の所定の規程類の整備と承認の確認
	イ. 資産管理運用機関の採用・解約の手続の確認
	ウ. 自家運用を行う場合の運用資産の評価の妥当性の確認
	エ. 信託契約、投資一任契約、保険契約等の有効性
	オ. 運用資産の評価の妥当性の確認(時価等の入手が可能なもの)
	カ. 自家運用実施の場合の内部統制の整備状況の確認
掛金関係	キ. (未収掛金の入金時における)帳簿金額と入金額の不一致の原因調査手続の確認
その他	ク. 資産管理運用機関を含む外部委託先の管理状況の確認
	ケ. 関連当事者取引の妥当性の確認

以上

1-3. 確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について

- 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正に関する意見募集の開始
- 内容は、兼務規制の見直し関連

三菱UFJ年金ニュースNo.463(5/14)

ポイント

- 確定拠出年金法施行規則、確定拠出年金運営管理機関に関する命令(以下、運管令)及び「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正案に関する意見募集^{※1}^{※2}^{※3}が開始されました。
- 内容は、第20回社会保障審議会企業年金部会において了承された「確定拠出年金の兼務規制の見直し(営業職員の兼務規制を緩和)」に関してです。

※1 [確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※3 意見募集期限：平成30年6月9日

1. DC法の施行規則の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日(予定)

項目	施行規則の概要
運用の方法等に係る情報の提供	(第20条)【追加】 ・営業職員及び営業職員以外の職員(営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る)が運用の方法等に係る情報の提供を行う場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない
運用の方法の公表	(第59条2)【新設】 ・個人型運用関連運営管理機関は、提示する運用の方法(※)を選定した理由及び当該運用の方法に係る情報(※)を一覧できるように取り纏めて記載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする (※)指定運用方法を提示する場合にあたっては、当該指定方法含む ・個人型運用関連運営管理機関は、公表した情報に変更がある場合には、少なくとも毎年1回、変更後の情報を公表するものとする

1-3. 確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について

2. 運営管理機関に関する命令の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日(予定)

項目	運営管理機関令の概要
社内規則等	(第9条の2)【新設】 ・運営管理機関は、運営管理業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導、社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない
禁止行為	(第10条)【追加・変更】 ・禁止行為については、次に掲げる行為とする ①営業職員が運用商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘にあわせて運用方法の選定に係る事務を行うこと ②営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること ③公表する情報に関し、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを表示すること ④自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること

3. 「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要

項目	法令解釈の概要
資産の運用に関する情報提供(投資教育)に関する事項	(基本的な考え方) ・確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として定着していくためには、加入者等が適切な資産運用のための情報・知識を有していることに加え、確定拠出年金制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有していることも重要となる【追加】 ・投資教育を行う事業主等は、上記の趣旨に鑑み、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること【新設】
運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項	(運用商品の情報提供の説明について)【新設】 ・金融商品の販売等を行う金融機関が自ら確定拠出年金運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立な立場で業務を行い、禁止行為が確実に行われないうにすること ・営業職員が運用の方法の情報の提供を行う場合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報提供を行う際に営業職員が同席する場合には、加入者等に対し、書面の交付等の方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認をさせないための説明を行うこと ・上記の誤認を防止するための説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること ①運用の方法の情報の提供は確定拠出年金運営管理機関として行うこと ②特定の運用の方法の推奨が禁止されていること (情報提供に関する留意事項)【新設】 ・運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において、運用の方法の情報提供が行われている必要があることに留意すること

1-3. 確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について

3. 「確定拠出年金について」の法令解釈の概要(続き)

項目	法令解釈の概要
行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<p>(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託する場合の忠実義務に関して、以下を明記【追加】 <ul style="list-style-type: none"> ①委託先の選定基準を適切に定めていること ②委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について加入者等の立場から見て必要があると認められる場合、その業務内容の是正又は改善を申し入れるとともに、その旨を事業主又は国民年金基金連合会に報告すること ・「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」として以下の事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報提供すること【新設】 (ただし、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を示して行う場合を除く) ・営業職員は運用の方法の選定に係る事務を兼務してはならない【変更】 ・運用の方法の選定に係る事務を行うことができる者は、運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、当該兼任者は、個人に対し商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘に関する事務を行う者であってはならない【変更】 ・営業職員が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないよう留意すること【新設】 ・比較表示に関して、以下のような行為が行われないう留意すること【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ①客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること ②運用商品の内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること ③運用商品の内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること ④社会通念上又は取引通念上同等の商品として認識されない運用商品間の比較について、あたかも同等の種類との比較であるかのように表示すること

1-3. 確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について

3. 「確定拠出年金について」の法令解釈の概要(続き)

項目	法令解釈の概要
行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当するものとして規則第20条第1項各号のほか、以下の行為が考えられるので、これらに留意すること【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ①「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、客観的数値等)以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること ②使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと ③表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該運用商品の元本の支払が保証されていると誤認させること ④一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること ・「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ①確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ②当該確定拠出年金運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該確定拠出年金運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該確定拠出年金運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 (注)個人型年金加入者等である期間中、個別の運用の方法に係る手数料以外に、運営管理業務、事務委託先金融機関の業務及び国民年金基金連合会の業務に係る費用も負担することを明示すること ④確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件 (注)原則として60歳から老齢給付金を受給することになりその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び50歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が60歳より遅くなることを明示すること ・加入前の者に対して行為準則に反する行為が行われることにより、その者が加入者等となった場合、その加入者等の権利が侵害されることのないよう留意すること【新設】

1-3. 確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について

3. 「確定拠出年金について」の法令解釈の概要(続き)

項目	法令解釈の概要
行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<p>(確定拠出年金運営管理機関の業務管理態勢)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none">・確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none">①運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、運用関連業務を行う役職員への周知を行っていること②法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること③運用関連業務を行う役職員(運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員を含む)が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること④加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備していること⑤忠実義務に係る態勢を整備していること<ul style="list-style-type: none">・確定拠出年金運営管理機関が運営管理業務に付随する事務の一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定基準が適切に定められていること・委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されていること・委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、委任の解消等)を明確に定めていること

以上

1-4. 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金制度について」及び規約承認基準の一部改正案に関する意見募集について

- 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金について」(法令解釈)、規約承認基準の一部改正に関する意見募集の開始
- 内容は、運用改善および兼務規制の見直し関連

三菱UFJ年金ニュースNo.464(5/22)

ポイント

- 確定拠出年金法施行規則(省令)、確定拠出年金運営管理機関に関する命令(以下、運管令)、「確定拠出年金について」(法令解釈)、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する意見募集※1※2※3が開始されました。
- 内容は、今年5月1日に施行された、運用改善(運営管理業務の委託と評価にかかる事業主の行為準則等)及び今後施行予定の「確定拠出年金の兼務規制の見直し(営業職員の兼務規制緩和に伴う運営管理機関の公表義務)」に関してです。

※1 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※3 意見募集期限：平成30年6月19日

1. DC法施行規則(省令)の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日(予定)

【DC兼務規制の見直し】

項目	施行規則の概要
運用の方法の公表	(第19条3)【新設】 ・企業型運用関連運営管理機関は、提示する運用の方法(※)を選定した理由及び当該運用に係る情報を一覧できるように取り纏めて記載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする (※)指定運用方法を提示する場合にあたっては、当該指定方法含む ・企業型運用関連運営管理機関は、公表した情報に変更がある場合には、少なくとも毎年1回、変更後の情報を公表するものとする (第59条)【変更】 ・第19条3第1項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と読み替える (第59条の2)【削除】 ・5月11日の意見募集で示された第59条の2「個人型運用関連運営管理機関に関する運用の方法の公表」は削除

1-4. 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金制度について」及び規約承認基準の一部改正案に関する意見募集について

2. 「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正の概要

【施行日】 通知発出日
(パブリックコメントの結果公示日)

【運営管理業務の委託と評価について】

項目	法令解釈の概要
事業主の行為準則に関する事項	<p>(事業主の忠実義務)【変更・追加】</p> <p>①運営管理機関又は資産管理機関の選定の際の評価項目として、「提示されることが見込まれる運用の方法」を追加</p> <p>②事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益の観点から運営管理機関を選定する必要があることから、運営管理機関に委託している運営管理業務のうち、特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益の観点から適切に行われているかを確認するよう努めること</p> <p>③事業主は、例えば、下記事項について、運営管理機関から合理的な説明を受けるように努めること</p> <p>ア 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>イ 下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>(ア)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である場合</p> <p>(イ)他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である場合</p> <p>(ウ)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である場合</p> <p>ウ 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合、そのような内容になっている理由</p> <p>エ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p>
運営管理機関の行為準則に関する事項	<p>(運営管理機関の忠実義務)【追加】</p> <p>・事業主に対する説明責任を積極的に果たすとともに、事業主との意見交換等を踏まえつつ、定期的に、自己の運営管理業務の遂行状況を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこと</p>

1-4. 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金制度について」及び規約承認基準の一部改正案に関する意見募集について

2. 「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正の概要

項目	法令解釈の概要
事業主による運営管理機関の定期的な評価	<p>(事業主による運営管理機関の定期的な評価の考え方)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益の観点から運営管理機関を選定すること ・事業主は、確定拠出年金制度を導入した後も、少なくとも5年毎に、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めること ・事業主は、運営管理機関等から、その業務の状況等について、年1回以上定期的に報告を受けることとされているが、報告内容についても、定期評価の際に考慮することが望ましい ・運営管理業務に係る下記の「具体的な評価項目」の事項について報告を受け、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対して開示することが望ましい <p>(具体的な評価項目)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関による運用商品が選定された時点から時間が経過しても、なお、加入者等にとって最適な運用商品が選定されているかを確認するため、以下の点が評価項目として考えられる <ol style="list-style-type: none"> ① 運用商品に関する第9. 1(1)②の事項(本紙2頁の②③項目) ② 運営管理機関による運用商品のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告の有無 ③ 加入者等への情報提供がわかりやすく行われていること(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況) ・確定拠出年金制度を長期的・安定的に運営するには、運営管理業務を委託する運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となることから、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等を評価項目とすることが考えられる ・定期的な評価は、事業主が主体的・俯瞰的に再点検し、運営管理機関との対話等を通じて、制度の是正又は改善につなげていくべきものであり、点検すべき項目や手法については、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるため、運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等)で点検すべき項目があれば、当該項目についても評価することが望ましい

1-5. 企業年金連合会「企業年金 受託者責任ハンドブック（改訂版）」を公開

- 厚生労働省の「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の改正内容を反映し、企業年金連合会が「企業年金 受託者責任ハンドブック」を改訂

～以下、メールマガジン「企業年金連合会「企業年金 受託者責任ハンドブック（改訂版）」を公開(5/10)」転載～

5月8日、企業年金連合会HP上に「企業年金 受託者責任ハンドブック(改訂版)」(※1)が公開されました。今回の改訂は、厚生労働省の「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」(※2)の改正内容(平成30年4月1日施行)を反映したものです。

<改訂の概要>

- 運用の基本方針・政策アセット・ミクス
 - 受託保証型DBを除く全てのDBの運用の基本方針・政策アセット・ミクスの策定義務化に伴う見直し
- オルタナティブ投資を行う場合の留意事項
 - 主な投資対象・投資手法ごとに、主な固有のリスクに関する留意点を記載
 - オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に際しての留意事項を具体的に記載
 - オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略の内容等についての確認のポイントを記載
- 運用受託機関の選任・契約事項(定量評価・定性評価の基準)
 - 定量評価のポイントをDBガイドラインの改定を踏まえ見直し
 - 定性評価を加えた総合評価の重要性を強調するとともに、定性評価のポイント、留意点等を記載
- 代議員会・加入者への報告・周知事項
 - 業務概況の周知に当たっての情報開示項目について記載
 - 併せて、開示事例を掲載
- スチュワードシップ責任に関する事項
 - スチュワードシップ活動の意義、企業年金として行うべき具体的な対応等を記載
- その他
 - 年金運用責任者に求められる知識の具体的事例を記載

<ご参考>

※1「企業年金 受託者責任ハンドブック（改訂版）」

https://www.pfa.or.jp/jigyو/jimushien/files/jutaku_gaiyo_h300508.pdf

※2「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183838.pdf>

1-6. 平成30年3月末の企業年金の資産残高等について (信託協会集計結果)

- 厚年基金受託件数の大幅減があるものの、堅調な運用環境が寄与し、確定給付型の資産残高は前年度とほぼ同水準
- 企業型確定拠出年金は、規約数、資産額、加入者数いずれも伸び率が前年を上回っており、制度普及が加速

～以下、メールマガジン「平成30年3月末の企業年金の資産残高等について
(信託協会集計結果)(5/30)」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で平成30年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますのでご案内いたします。

(1) 企業年金(確定給付型)の受託概況(平成30年3月末現在)

○受託件数 13,377件 (対前年比2.0%減)

【内訳】厚年基金: 36件 (同67.2%減)

DB年金: 13,341件 (同1.5%減)

○資産残高(時価) 78兆7,338億円 (同0.3%増)

【内訳】厚年基金: 16兆6,001億円 (同13.0%減)

DB年金: 62兆1,337億円 (同4.5%増)

○加入者数 958万人 (同0.1%増)

【内訳】厚年基金: 57万人 (同59.0%減)

DB年金: 901万人 (同10.1%増)

→厚年基金受託件数の大幅減があるものの、堅調な運用環境が寄与し、資産残高は前年度とほぼ同水準となっています。

なお、DB年金については加入者数が昨年に続き増加しています。

(2) 確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成30年3月末現在)

○規約数 5,731件 (対前年度比9.6%増)

○資産額(時価) 11兆6,686億円 (同11.4%増)

○加入者数 650万人 (同9.7%増)

→規約数、資産額、加入者数いずれも伸び率は昨年を上回っており、制度普及が加速していると言えます。

1-7. 内閣府、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第3次答申」を公表

- ・ 企業年金に関しては、「DBの積立上限額の報告の簡素化」、「DCの兼務規制の緩和」等に関する規制改革の内容が盛り込まれた

～以下、メールマガジン「内閣府、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第3次答申」を公表(6/6)」転載～

6月4日、規制改革推進会議は「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～」(※1)を取り纏め、安倍内閣総理大臣に提出しました。

同会議は、経済社会の構造改革を進めることを目的に開催されているものです。

(設置期間は平成31年7月31日まで3年間)。

企業年金に関しては、DB、DCに関する規制改革の内容が盛り込まれました。

主な内容は、以下の通りです。

<DBに関する規制改革>

○積立上限額の報告の簡素化

・積立金が積立上限額を上回っている場合は掛金を下げるか停止することとされていますが、加入者が存在しない制度や新規加入が停止しており加入者の将来期間に係る給付の伸びが停止している制度等は、控除すべき掛金が存在しない場合には、DBに係る積立上限額の算定及び報告を不要とすることを平成30年度内に検討し、結論を得るとしています。

<DCに関する規制改革>

平成29年1月より、原則、全ての国民がDCに加入できるようになり、DCの重要性が一層増していることに鑑み、加入者のニーズに応え利便性の向上を図る観点から、以下5点が纏められました。①、②、⑤は平成34年1月を目途とし、③、④は平成30年度中に結論を得るとしています。また、③、④の兼務規制に関する内容は、現在、当局より、法令通知改正にかかる意見募集が実施されています。

①個人型DCの加入者資格喪失年齢の引上げ

・個人型DCの加入者資格喪失年齢の60歳から65歳への引上げを検討

②企業型DCの加入者資格喪失年齢に関する見直し

・現状は、60歳前に勤務している事業所と同一事業所に継続雇用される加入者は規約に定めることで65歳まで加入者資格喪失年齢を上げることができる

・これに対して、同一のグループ内で転籍した加入者についても、60歳以降も加入を可能とすることについて検討

③兼務規制の緩和

・金融機関の営業職員が、加入者等に対してDCの運用方法に係る情報の提供をすることを可能とする

④兼務規制の緩和に伴う金融機関の営業職員の活動範囲の明確化

・上記③と併せ、営業職員に許容される活動の範囲を具体的に示す

1-7. 内閣府、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第3次答申」を公表

⑤私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討

- ・中途脱退(脱退一時金の支給)の取扱いや、手数料水準も考慮した投資一任契約の取扱いの可否等含め、海外事例(※2)も参考に、加入者の視点に立った方策を検討
- ・私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理する

今後、これらについては、各所管庁にて検討が行われる予定です。一方、同会議は、平成31年7月まで、会議の総仕上げとなる改革に取り組んでいくために、活動方針を速やかに定めることとしています。

(ご参考)

※1 規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180604/180604honkaigi01.pdf>

※2 例として、米国のマネージドアカウントのように、DC加入者がファイナンシャルアドバイザーと投資一任契約を締結して、加入者の運用方針に従ってポートフォリオ構築や銘柄選択を行い、手数料は資産総額に応じて支払う仕組みなどが、あります。

2. 公的年金関連

2-1. 第1回社会保障審議会年金部会の開催について

- 平成31年の公的年金財政検証に向け、必要な改革を検討、実施するために、年金部会が1年9カ月ぶりに再開

～以下、メールマガジン「第1回社会保障審議会年金部会の開催について(4/4)」転載～

4月4日、第1回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

<開催主旨>

平成24年の社会保障・税一体改革関連法の成立により、年金機能強化法等が施行され、「受給資格期間の10年への短縮」「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」「年金額改定ルールの見直し」などが順次施行されています。また、社会保障制度改革プログラム法(平成25年12月公布)(以下、年金改革法)において、「政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め～(中略)～必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、平成31年財政検証に向け、必要な年金改革を検討、実施するために、年金部会が1年9カ月ぶりに再開されたものです。

<本日の議論の内容>

今までの年金改革の経緯と結果について事務局より報告がなされ、今後の検討課題と当面の議論の進め方が、提示されました。

(1)年金制度改革のこれまでの経緯等について

- これまでの年金改革により、短時間労働者の適用拡大では約37万人が新たに厚生年金に加入、受給資格期間の短縮では約47万人が新たな受給者となり一定の成果が得られたことが報告されました。

(2)今後の検討課題

年金改革法で規定されている次の4つの事項について検討を進めていくこととなりました。

- マクロ経済スライドの在り方(基礎年金と報酬比例部分の調整期間乖離等)
- 被用者保険の更なる適用拡大(適用拡大を引き続き検討)
- 高齢期の就労と年金(高齢者の働き方と年金受給の組合せの在り方)
(「高齢社会対策大綱(平成30年2月閣議決定)」の中であげられた「受給開始年齢の70歳超への繰下げ選択を可能に」「在職老齢年金の見直し」を含めて検討)
- 高所得者の年金給付の見直し(高所得者の老齢基礎年金の支給停止、標準報酬の上下限の在り方、年金課税の在り方等)

(3)当面の議論の進め方

- 平成31年財政検証に向けての経済前提における専門委員会での議論および来年春以降の平成31年財政検証結果を踏まえつつ、議論を進めていくこととされました。

2-2. 社会保障審議会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の開催

- ・平成31年公的年金財政検証における経済前提について検討

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の開催(5/18)」転載～

5月18日、社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会(第5回)」(以下、専門委員会)が開催されました。
主な内容は以下のとおりです。

＜本専門委員会の位置付け＞

- ・平成31年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う委員会

＜本日の議論の内容＞

- ・経済前提について内閣府から、労働力推計について独立行政法人労働政策研究・研修機構から説明があり質疑応答を実施

1)経済前提について

- ・デフレから脱却し経済が再生する「成長実現ケース」と、足元の潜在成長率並みとする「低成長ケース(ベースラインケース)」を想定
- ・物価上昇率は日銀が目標とする2.0%を想定、2.0%達成後は金融緩和政策を解除することを想定

【成長実現ケース】

- ・TFP(全要素生産性)上昇率を1.5%と想定
- ・実質GDP成長率は、2023年に2.0%まで上昇しその後は水準維持と予測
- ・名目GDP成長率は、2020年に3.1%、2025年に3.5%まで上昇と予測
- ・名目長期金利は、2025年に3.2%、2027年に3.8%まで上昇と予測

【低成長ケース】

- ・TFP上昇率を1%と想定
- ・実質GDP成長率は、2020年以降は1.2%の水準維持と予測
- ・名目GDP成長率は、2025年で1.8%まで下降すると予測
- ・名目長期金利は、2025年に2.0%、2027年に2.2%まで上昇と予測

2)労働力推計について

- ・「日本再興戦」改訂2015」の成果目標に基づき、計量経済モデルにより2030年までのシミュレーションを実施
- ・若者、女性、高齢者の労働市場への算入が進む「労働参加進展シナリオ」と、労働力が2014年と同等水準の「労働参加現状シナリオ」を想定
- ・労働力人口は2014年の6,587万人から、2030年には労働参加現状シナリオで5,800万人(現在比▲787万人)まで減少するものの、労働参加進展シナリオでは、6,362万人(現在比▲225万人)に減少が抑えられると予測

2-2. 社会保障審議会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の開催

<今後の予定>

- ・本専門委員会での議論については今年秋前に年金部会に報告され、年金部会では、この報告を基に社会保障改革プログラムの検討事項(マクロ経済スライド、適用拡大、高齢期の就労と年金、高所得者の年金給付と課税等)について議論が実施される予定
- ・また、平成31年度財政検証結果報告は、平成31年春以降に公表される予定
- ・次回の専門委員会の開催時期等については明らかにされていません

<ご参考資料>

◎年金財政における経済前提に関する専門委員資料等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=469789>

2-3. 第2回 社会保障審議会年金部会の開催について

- 平成31年公的年金財政検証のオプション試算の実施可否等について意見交換を実施

～以下、メールマガジン「第2回 社会保障審議会年金部会の開催について(6/22)」転載～

6月22日、第2回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

<議題>

- (1)平成28年度公的年金財政状況報告について
- (2)財政検証の意義・役割について

<本日の議論の内容>

事務局より以下の説明がなされ、平成31年財政検証のオプション試算※の実施可否などについて意見交換が行われました。

※平成26年財政検証のオプション試算の内容

- マクロ経済スライドの仕組みの見直し(物価・賃金に景気の波による変動を付加)
- 被用者保険の更なる適用拡大(月5.8万円以上の所定労働時間20時間以上および全ての被用者への適用拡大)
- 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制(納付年数の上限を45年に延長または65歳以上の在職高齢年金廃止など)

(1)平成28年度公的年金財政状況報告について

- ・公的年金財政状況は毎年行われているものであり、平成28年度公的年金財政状況について報告
- ・厚生年金の被保険者数は増加、国民年金第1号と第3号被保険者は減少
- ・平成28年度末の公的年金積立金は、前年度末に比べて約11兆円増加、うち2兆円が収支の差で、9兆円が運用収益によるもの
- ・平成26～28年度実績と平成26年財政検証の経済前提を比較すると、物価上昇率は予測値より低く、実質賃金上昇率は、ほぼ予測値並み

(2)財政検証の意義・役割について

- ・公的年金の財政検証は5年毎に財政見直しおよび給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始、終了年度の見直しを作成し、年金財政の健全性を検証するもの
- ・財政検証の結果は、将来の状況を正確に見通す予測ではなく、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影という性格
- ・このため、複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅(複数の経済前提によるケース分け)を持って解釈する必要がある

2-3. 第2回 社会保障審議会年金部会の開催について

<委員の主な意見>

- ・財政検証の意味を国民にもきちんと説明していくことが大切
- ・国民に対して正しい情報を分かり易く伝えるための工夫が必要
- ・あらゆるケースに対応したオプション試算の実施は引き続き必要

<今後の予定について>

- ・平成31年財政検証に向けての経済前提における専門委員会での議論および平成31年財政検証結果を踏まえつつ、公的年金の検討課題について議論が進められていく予定です。
- ・なお、次回の年金部会の開催時期等は明らかにされていません。

<ご参考資料>

©第2回社会保障審議会年金部会に関する資料(厚生労働省HP)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815.html>

MEMO

3. その他のトピックス

3-1. 経団連 提言「持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けて」を公表

- 政府が新たな財政健全化計画を策定することを見据え、経団連としての社会保障制度改革に対する考え方を公表

～以下、メールマガジン「経団連 提言「持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けて」を公表(5/16)」転載～

経団連は5月15日、「持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けて一当面の制度改革に関する意見一」を公表しました。

これは本年夏に政府が新たな財政健全化計画を策定予定であることを見据え、経団連としての社会保障制度改革に対する考え方を取りまとめたものです。

<基本的な考え方>

- 新たな財政健全化計画では、社会保障関係費の「目安」を設定すべき
- 「目安」の達成に向け給付の適正化、効率化、利用者負担の適正化を実行すべき
- 高齢者層に手厚い給付の見直しなど、聖域なく速やかに取り組むことが不可欠

<負担のあり方に関する主な内容>(抜粋)

- 医療
 - 後期高齢者(75歳以上)の自己負担を原則1割から原則2割とすべき(現役並み所得者は3割を維持)
 - 総報酬制の導入により、健康保険組合等の負担が重くなっているが、これは国費の削減を目的とした施策に過ぎず、安易な財源調整をこれ以上行うことは断固反対(介護に共通)
 - また、負担のあり方について、世代間や世代内の公平性の観点から、所得水準のみならず金融資産を勘案することが求められる
- 介護
 - 利用者負担は低所得者層に配慮しつつ、1割から2割を基本とする制度に改めるべき
- 年金
 - 在職老齢年金は現行の基本的な枠組みを維持すべき
 - あわせて、厚生年金適用事業所以外で就労する高所得者にも適用を検討すべき
 - 基礎年金部分について、高所得の年金受給者に対する支給制限措置を新たに設けるべき
 - 短時間労働者に対する被用者保険の更なる適用拡大に向けて、企業規模要件(500人以下)の撤廃が考えられる
 - 被用者保険の適用が任意となっている一部業種や個人事業所への適用を義務化すべき
 - マクロ経済スライドにおける名目年金額の下限を外し、給付額をできるだけ早く調整する仕組みへ見直すべき
 - 私的年金制度の普及・充実を図るため、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃、DCの拠出限度額の引き上げ等、税制を見直すべき
- その他
 - 社会保障制度に対する将来不安を払拭し、広く国民全体で支える観点から、消費税率10%への引き上げを着実に実行した上で、税率10%超への増税も有力な選択肢のひとつとし、国民的な議論の喚起を求める

<ご参考>

「持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けて一当面の制度改革に関する意見一」

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/040.html>

3-2. 政府、「人生100年時代構想会議」にて「高齢者雇用」について議論

- 高齢者の就業促進に向けた今後の対応として、政府から「同一の企業で働き続けられる環境の整備」、「多様な就業機会の提供による就業ニーズの実現」等の施策について説明

～以下、メールマガジン「政府、「人生100年時代構想会議」にて「高齢者雇用」について議論(5/17)」転載～

5月16日、第7回「人生100年時代構想会議」(議長:安倍内閣総理大臣)が開催され、「高齢者雇用」等に関する議論が行われました。

当会議は、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討するものであり、具体的なテーマとしては、高齢者雇用、全世代型社会保障への改革等が掲げられています。

○政府からは高齢者の就業促進に向けた今後の対応として以下の施策が説明されました。

＜同一の企業で働き続けられる環境の整備＞

- ・65歳以上まで働ける環境整備のため、31人以上の全企業に対し、助成金による経済的支援と65歳超雇用推進プランナー等による技術的支援を実施

- ・シニア層のモチベーション向上を促す評価・報酬体系の構築に係る好事例集の展開

＜多様な就業機会の提供による就業ニーズの実現＞

- ・働く意欲のある高齢者を後押しする在職中のセカンドキャリア設計支援や高齢女性への戦略的広報等を全国展開

- ・ホワイトカラー職種で働いていた高齢者のニーズに合った就業機会の開拓強化

＜高齢者を採用する企業に対する支援強化＞

- ・初めて中高年齢者を採用する企業に対する助成金の拡充

＜それぞれの地域における就業促進に向けた取組＞

- ・65歳以上の再就職を支援するハローワークの専門窓口の増設(180→300か所)

- ・地域の雇用機会を創るネットワークの拡充(49→100か所)

○出席した委員からは以下のような意見が出されました。

- ・これまでの高齢者像を見直し、高齢者の社会での位置付けを社会全体で再検討すべき

- ・65歳の継続雇用年齢を70歳まで延長することを検討すべき

- ・裁量労働など様々な労働形態を認めて、働きやすい環境を構築することが重要

- ・高齢者の就労のインセンティブとなるような評価、報酬体系を構築すべき

- ・現役時代に身に付けた能力を活用できる就労機会の創出が必要

- ・ITを駆使した「知識・技術・経験」のマッチングシステムの拡充が必要

- ・パートタイム、テレワークなど心身の状況に応じた勤務を可能にし、高齢者が働きやすい環境を作る

なお、政府が今年2月16日に閣議決定した「高齢社会対策大綱」では、高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての年代が活躍できるエイジレス社会を目指すこととされ、昨年3月に公表された「働き方改革実行計画」でも「高齢者の就業促進」が挙げられています。

今後、当会議で政策パッケージも盛り込んだ基本構想を6月までに策定する予定とされています。

＜ご参考＞

第7回「人生100年時代構想会議」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/dai7/siryou.html>

3-3. 東証、改訂コーポレートガバナンス・コードを公表

- 改訂コーポレートガバナンス・コードでは、原則2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が追加

～以下、メールマガジン「東証、改訂コーポレートガバナンス・コードを公表(6/1)」転載～

東証は、6月1日に改訂コーポレートガバナンス・コード(以下、CGコード)を公表しました。改訂CGコードでは、原則2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮(※)」が追加されます。適切な年金制度運営を行うことが求められ、併せて年金制度運営の取組み状況についてコーポレートガバナンス報告書での開示が要請されることとなります。

CGコード改訂案に関しては、意見募集が行われ、改訂CGコード公表に併せて、寄せられたコメントに対する回答が示されています。アセットオーナーに関して、寄せられた主な質問とその回答は以下の通りです。

Q. 企業年金には、確定給付企業年金だけでなく確定拠出年金も含まれるのか？

A. 基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金ですが、確定拠出年金についても運用が従業員の資産形成に影響を与えることは同様であるため、一般論としては、例えば、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育の実施などの場面で、上場企業としての適切な取組みがなされることが期待されるものと考えます。

Q. 人事面や運営面における取組みは具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。具体的にどのような開示が適切か記載例等を示していただきたい。

A. 人事面や運営面における取組みは、例えば、適切な資質を持った人材の企業年金の事務局や資産運用委員会への配置、そうした人材の育成、運用受託機関との間で当該機関が実施するスチュワードシップ活動について対話を行う際の必要なサポートが考えられますが、これらに限られるものでなく、それぞれの会社の置かれた状況に応じ、適切に取組みを行うとともに、こうした取組みの内容を分かりやすく開示することが重要と考えます。

いずれの年金制度についても取組みの具体的な内容及びその記載例について、報告書での記載のイメージは必ずしも明確にはなっていません。具体的にどのような対応あるいは記載をすべきかについては、今後も当局宛てヒアリングに努めてまいります。

(※)＜原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用(運用機関に対するモニタリングなどスチュワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである

3-3. 東証、改訂コーポレートガバナンス・コードを公表

○改訂コーポレートガバナンスコードの公表

<http://www.jpx.co.jp/news/1020/20180601.html>

なお、同時に金融庁からは「投資家と企業の対話ガイドラインの確定について」が公表されています。

○投資家と企業の対話ガイドラインの確定について

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180601.html>

3-4. 正規社員と非正規社員の待遇差に最高裁の初判断

- 正規・非正規の待遇差の「不合理な格差」は、①職務の内容、②転勤、昇進など配置の変更範囲、③その他の事情の3点を考慮して判断

～以下、メールマガジン「正規社員と非正規社員の待遇差に最高裁の初判断(6/4)」転載～

6月1日、正規社員と非正規社員との待遇差について、最高裁の初判断が示されました。争点となった労働契約法20条(※1)は、正規・非正規の待遇差が「不合理な格差」かどうかについて、①職務の内容、②転勤、昇進など配置の変更範囲、③その他の事情の3点を考慮して判断するとしています。

<判決におけるポイント>

- ・賃金格差が不合理かどうかは、賃金は項目ごとに趣旨が異なるため、賃金総額の比較のみならず、項目の趣旨を個別に考慮すべき
- ・賃金格差が不合理だとしても、労働条件が同一のものではないため、正社員と同じ賃金そのまま非正規社員に適用されるわけではない
- ・定年制は組織運営の適正化と賃金コストを一定限度に抑制するための制度であり、再雇用者は長期間雇用することは通常予定されておらず、退職まで賃金が支払われ、老齢厚生年金の支給が予定されている等の理由から、正社員との賃金格差は容認される

<ハマキョウレックス訴訟(※2)>

1. 概要

契約社員1名が、正社員との間において、7つの手当と賞与・定期昇給及び退職金に相違があることは違法と訴えた裁判

2. 最高裁判決

- ・不合理:無事故手当、作業手当、給食手当、皆勤手当、通勤手当における相違
- ・不合理とは言えず:住宅手当、家族手当、賞与・定期昇給及び退職金における相違

<長澤運輸訴訟(※3)>

1. 概要

定年後再雇用された嘱託社員のトラック運転手3名が、定年前後で同一の業務内容でありながら、定年前より年収が2割程度減額されたことを違法と訴えた裁判

2. 最高裁判決

- ・不合理:精勤手当、超勤手当(時間外手当)における相違
- ・不合理とは言えず:能率給・職務給、住宅手当、家族手当、役付手当、賞与における相違

政府は、今国会での「働き方改革関連法案」の成立を目指しており、法施行(大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月から施行予定)とともに「同一労働同一賃金ガイドライン」(※4)が確定される予定です。ガイドラインに、企業年金を含む退職給付制度に関する言及がなされるかは不明ですが、今後の退職給付制度への影響に注視する必要があります。

3-4. 正規社員と非正規社員の待遇差に最高裁の初判断

(ご参考)

※1 労働契約法20条

<http://elaws.e->

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000128&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000128&openerCode=1)

※2 ハマキョウレックス訴訟判決

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/784/087784_hanrei.pdf

※3 長澤運輸訴訟判決

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/785/087785_hanrei.pdf

※4 同一労働同一賃金ガイドライン案

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000->

[Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000190750.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000190750.pdf)

3-5. 「骨太の方針 2018」が閣議決定

- 少子高齢化が進む中、持続的な経済成長の実現に向けて人づくり革命と生産性革命に最優先で取り組む
- 働き方改革や社会保障に関する内容も盛り込む

～以下、メールマガジン「骨太の方針 2018が閣議決定(6/19)」転載～

政府は、6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(以下、「骨太の方針2018」)※1を閣議決定しました。
働き方改革や社会保障に関する主な内容は、以下のとおりです。

<雇用関係>(抜粋)

1. 人づくり革命の実現と拡大

●人材への投資

- ・幼児教育、高等教育の無償化
- ・リカレント教育の支援拡充
- ・企業における中途採用の拡大促進

●多様な人材の活躍(高齢者雇用の促進)

- ・65歳以上への継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備の推進
- ・高齢者について成果を重視する評価・報酬体系の構築に取り組む企業に対する助成
- ・高齢者のトライアル雇用を促進する方策の推進

2. 働き方改革の推進

- ・長時間労働の是正(時間外労働上限規制、勤務間インターバル制度の導入等)
- ・同一労働同一賃金の実現(正規・非正規間の不合理な待遇差の是正等)
- ・高度プロフェッショナル制度の創設(脱時間給制度)
- ・最低賃金の引上げ(年率3%程度を目途に全国加重平均1,000円を目指す)

3. 少子化対策

- ・希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくすための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す【6月5日公表原案(以下、原案)※2より追加】

<社会保障関係>(抜粋)

●基本的考え方

- ・社会構造の変化に的確に対応し、持続可能な社会保障制度の確立を目指すことで、国民が将来にわたる生活に安心感と見通しを持って人生設計を行い、多様な形で社会参加できる、質の高い社会を実現する。こうした取組により、社会保障制度が経済成長を支える基盤となり、消費や投資の活性化にもつながる。同時に、社会保障制度の効率化を通じて、国民負担の増加の抑制と社会保障制度の安定の両立を図る。【原案より追加】

●社会保障を軸とする「基盤強化期間」の設定

- ・社会保障の自然増の抑制、給付と負担の適正化などに取り組むとともに団塊世代が75歳を迎える前の2019～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えする点に留意しつつ、持続可能な経済財政の基盤固めを行う

3-5. 「骨太の方針 2018」が閣議決定

●健康づくりの推進

- ・多様な就労を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として健康寿命の延伸、平均寿命との差の縮小を目指す

●生涯現役

- ・働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者年金でカバーされる勤労者皆保険制度の実現を目指した検討を実施
- ・年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備

●負担能力に応じた公平な負担、自助と共助の役割分担再構築

- ・高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討
- ・後期高齢者の窓口負担の在り方について検討
- ・年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準を現役との均衡の観点から見直しを検討

また、同日閣議決定された未来投資戦略2018※3においては、人生100年時代を展望し、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目指すとされました。

※1「経済財政運営と改革の基本方針2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf

※2 6月8日発信MUTB年金メールマガジン【社会保障】～経済財政諮問会議「骨太の方針2018」の原案を公表

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20180608.pdf

(一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい)

※3 未来投資戦略2018

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

3-6. 法案可決「働き方改革関連法」

- 「働き方改革関連法」が参議院本会議にて与党などの賛成多数で成立

～以下、メールマガジン「法案可決、働き方改革関連法」
(6/29)」転載～

6月29日、参議院本会議において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(働き方改革関連法案)」(※1、※2)が、与党などの賛成多数(賛成164、反対71)で可決されました。
本法の主な内容は次の通りです。

<法律の概要>

- (1)時間外労働の上限規制 【大企業:平成31年4月、中小企業:平成32年4月】
・月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度
- (2)高度プロフェッショナル制度の創設(脱時間給制度) 【平成31年4月】
・高収入(厚生労働省令で定める額以上)の一部専門職に従事する場合、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用しない
・ただし、制度適用後でも、本人の意思で制度離脱が可能
- (3)非正規労働者の待遇改善に向けた同一労働同一賃金の導入(※3) 【大企業:平成32年4月、中小企業:平成33年4月】
・正規・非正規労働者の間で、「不合理」と認められる相違を設けてはならず、企業には待遇差の内容や理由等を非正規労働者に説明する義務が課せられる

なお、6月1日に、正規・非正規間の待遇差が「不合理」にあたるか否かが争点となっていた裁判に関して最高裁判所の判断が示されたことを踏まえ、今後「同一労働同一賃金ガイドライン」(※3)が確定されると見込まれます。
各企業では、本法の成立等により正規・非正規間の待遇差の点検および必要に応じた改善が求められると考えられます。

<ご参考>

(※1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する提出法律案

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/pdf/t031960631960.pdf>

(※2) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/pdf/h0801960631960010.pdf>

(※3) 厚生労働省「同一労働同一賃金ガイドライン案」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成30年4月～6月)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成30年4月～6月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成30年 4月	第1回社会保障審議会年金部会の開催について	○			
	「働き方改革関連法案」を閣議決定				(○)
	「働き方改革関連法案」を国会に提出				(○)
	第20回社会保障審議会企業年金部会の開催について		(○)		
平成30年 5月	確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について		(○)		
	DBの規約の承認及び認可の基準等についての改正案の意見募集について		(○)		
	確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について		○		
	企業年金連合会「企業年金 受託者責任ハンドブック(改訂版)」を公開		○		
	経団連 提言「持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けて」を公表				○
	政府、「人生100年時代構想会議」にて「高齢者雇用」について議論				○
	社会保障審議会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の開催	○			
	確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金制度について」及び規約承認基準の一部改正案に関する意見募集について		○		
	平成30年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協議会集計結果)		○		
「働き方改革関連法案」、衆議院通過				(○)	

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成30年4月～6月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成30年 6月	東証、改訂コーポレートガバナンス・コードを公表				○
	正規社員と非正規社員の待遇差に最高裁の初判断				○
	内閣府、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第3次答申」を公表		○		
	経済財政諮問会議「骨太の方針2018」の原案を公表				(○)
	「骨太の方針2018」が閣議決定				○
	第2回社会保障審議会年金部会の開催について	○			
	確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について			○	
	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部改正について」の発出			○	
	法案可決「働き方改革関連法」				○

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))